平成２２年（再ロ）第３号
千葉県柏市光ケ丘団地５番16―805号
再生債務者　小谷野浩二（旧姓増田）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月４日まで
平成22年７月７日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再ロ）第１号
香川県三豊市高瀬町上高瀬1657番地
再生債務者　川崎利恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月５日まで
平成22年７月８日
高松地方裁判所観音寺支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第３号
徳島県板野郡上板町佐藤塚字西433番地１
再生債務者　戸田　竜也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月２日　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１９号
広島市南区向洋大原町36番27号
再生債務者　原本　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第５号
愛媛県新居浜市一宮町１丁目11番13号
再生債務者　白川　真之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月８日　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（再ロ）第１０号
北九州市若松区高須東４丁目12番12号
再生債務者　藤崎　友二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成22年７月16日　　秋田県教育委員会
1　失効した免許状
氏名　川田　勝也、本籍地　秋田県
免許状の種類、番号
⑴中学校教諭一級普通免許状（保健体育）
昭五六中一普第17857号
⑵高等学校教諭二級普通免許状（保健体育）
昭五六高二普第19034号
2　失効年月日　昭和56年３月31日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成22年７月16日　　山形県教育委員会
1　失効した免許状
氏名　本間圭太郎、本籍地　山形県
免許状の種類等、授与年月日、授与権者
⑴　中学校教諭一種免許状（社会）、平９中一第1429号、平成10年３月15日、千葉県教育委員会
⑵　高等学校教諭一種免許状（公民）、平９高一第1432号、平成10年３月15日、千葉県教育委員会
2　失効年月日　平成22年６月28日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条１項２号該当

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十六日
掲載頁　二四八頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月七日
掲載頁　一六〇頁（号外第一四三号）
平成二十二年七月十六日
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
（甲）株式会社パソナ
代表取締役　南部　靖之
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（乙）エイアイジースタッフ株式会社
代表取締役　太田　　実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　大糸タイムス
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　五頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年七月十六日
長野県北安曇郡白馬村大字北城四四〇三番地二
（甲）株式会社パイプのけむり
代表取締役　石田　浩一
長野県茅野市北山三四一八番地の一
（乙）有限会社ホテル夕月
取締役　石田　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十二年七月十六日
大阪府大阪市港区磯路二丁目二〇番二二号
（甲）駒井鉄工株式会社
代表取締役　須賀　安生
大阪府大阪市西区立売堀四丁目二番二二号
（乙）株式会社ハルテックス
代表取締役　北垣　一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月七日
掲載頁　一二〇頁（号外第一一八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月七日
掲載頁　一二〇頁（号外第一一八号）
平成二十二年七月十六日
大阪市天王寺区味原本町六番八号
（甲）株式会社プリマーク
代表取締役　松口　　正
大阪市天王寺区味原本町六番八号
（乙）株式会社ペッター
代表取締役　松口　　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年六月二十九日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十二年六月二十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十二年七月十六日
大阪府大阪市港区磯路二丁目二〇番二二号
（甲）駒井鉄工株式会社
代表取締役　須賀　安生
大阪府大阪市西区立売堀四丁目二番二二号
（乙）株式会社ハルテックス
代表取締役　北垣　一郎